

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
成島建設 株式会社	茨城県つくばみらい市板橋3101	2-001243

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成22年5月18日 ～ 平成22年5月31日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

成島建設(株)は、平成22年3月31日、つくばまちづくりセンター発注の区画道路改良舗装工事（つくばみらい市小島新田地内）において、クレーンでL型擁壁の設置作業中、合図者がその役割を適切に実行しなかったため、作業員が擁壁ブロックの吊り金具を外す作業中にクレーンが吊り上げられ、作業員の右手親指が吊り金具に挟まれ重傷（全治3箇月）を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第8号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
大成建設 株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	1-000300

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成22年5月18日 ～ 平成22年7月17日 （2箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

大成建設(株)の使用人は、平成19年6月16日に東京都渋谷区の温泉施設「シエスパ」別棟において発生したメタンガスの爆発により、3名が死亡、3名が傷害を負った事故で、当該事故の起きた建築物の衛生・空調設備の設計業務に関し、ガス抜き配管に設置された水抜き用バルブを用いて湿気を帯びたメタンガスから生じる結露水を排出しなければメタンガス漏出の危険性があったにも拘らず、その必要性を書面に明示するなどして、施設運営会社等に確実に説明すべき業務上の義務を怠ったとして、平成22年3月26日に東京地検に業務上過失致死傷容疑で在宅起訴された。

5 短期加重措置

大成建設(株)は、新潟市が遅くとも平成11年4月1日以降に行った下水道推進工事において、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したとして公正取引委員から独占禁止法第3条違反で排除勧告を受け、さらに平成18年5月22日同委員会から審決を受けたことにより、平成18年6月7日から平成18年10月6日まで4箇月間の指名停止措置を受けており、当該指名停止期間満了の日から1年を経過していない期間の違反事実であることから、指名停止等措置要領第4条第2項第1号により、短期加重措置とした。

6 指名停止理由

使用人が業務上過失致死罪で在宅起訴されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年8月9日施行）別表第2第8号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第2第8号〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)